

災害対策本部長 松井一實 様

日本共産党市会議員団
中原ひろみ
村上あつ子
近松さと子

被災者の生活再建にむけた申し入れ (第3回)

災害発生から2週間近く経過するなか、女性や高齢者の視点から、避難所の環境整備に努力されていることに敬意を表します。

さて、この間、公営住宅への入居など、二次避難所の提供がすすむなか、多くの被災者が今後の生活再建に大きな不安を抱いています。

刻々変わる被災者の要望を解決するために以下の内容を申し入れます。

記

- ① このたびの豪雨で崩れずに残っているが、今後の豪雨や台風でどうなるのか、また、家は残ったがこれから先、ここに住めるのか不安だという声があがっている。危険なのか安全なのか情報提供をすること。
- ② 雨が降ると、災害が発生した地域だけでなく、「今度は自分の地域が崩れるのではないか」と不安な生活をしている。全市的に危機意識と総雨量などの情報提供をすること。
- ③ 安佐南区八木町の障がい福祉サービス事業所などを含め、今回の災害で、数カ所の障害者施設が被害を受け、施設の機能が麻痺している。施設の新たな移転場所や施設再建の支援とともに、利用者を別施設で対応できるような手立てをとること。
- ④ 八木用水に入った土砂で川内地区など広範囲で浸水被害が広がっている。浸水による家電被害など大小の被災を受けており、当該地域も被災者として支援を行う事。
- ⑤ 障害者や高齢者を抱えた世帯をはじめ、市が指定した避難所で過ごすことは難しいと判断され、すでに民間賃貸アパートに入居されているケースがある。このような被災者の実態を掴み、二次避難所に入居された被災者と同様の支援をすること。
- ⑥ 犬や鳥などペットを連れた避難者への配慮をすること。
- ⑦ 事業所では商品が濡れ、営業面の被害を受けているが、濡れた商品の返品などが出来ず、元請から罰金を払えと言われているケースがある。業者への営業補償を講ずること。
- ⑧ 宅地内の土砂・ガレキの撤去は市がすることになったが、事業所内の被災ゴミも指定業者だけでなく、市も責任を持って撤去すること。
- ⑨ 被災者に役立つ各種制度が十分に被災者に周知されていない。情報提供に努めること。
- ⑩ 広島土砂災害は災害救助法の適用を受けており、法が示した救助項目は抜かりなく実施すること。
また、被災状況に応じ、期間延長を国に求めること。
例1) 二次避難所の入居は、「最高2年以内」となっているが、2年以上の入居も可能となるようにすること。
例2) 炊き出しその他による食品の給与は、「災害発生の日から7日以内」となっているが実態に即したものにすること。
- ⑪ 内閣府のHPによると、被災者生活再建支援法が適用される住家の被災認定は「土砂災害」は明記されていないがどうなるのか。また、具体的に誰が判断し、その基準はどうなっているのか。
- ⑫ ボランティアセンターがパンク状態にあります。支援をしたい人、支援をしてほしい人の思いに応えるためにも社協任せにせず、市が責任を持つこと。要員がいなければ経験を持つ他都市からの応援要請も視野に入れること。

以上